

重要事項説明書

社会福祉法人 アズパーク
特別養護老人ホーム みちあい

地域密着型介護老人福祉施設重要事項説明書

(作成日 2022年4月1日)

1.施設が提供するサービスについての相談窓口

電話：048-284-6100（午前8：30～午後5：30）

担当：介護支援専門員 杉原 好美

*ご不明な点は、何でもご遠慮なくご相談ください。

2.施設への要望・苦情等についての相談窓口

電話：048-284-6100

担当：地域密着型特別養護老人ホームみちあい事務所 担当者 手島 佑太

*介護保険の保険者（市区町村）相談・苦情窓口でも受け付けています。

・埼玉県国民健康保険団体連合会 048-824-2568

・川口市役所 介護保険課 048-258-1110

・第三者委員 金子 治男 048-265-4011

・第三者委員 江袋 正敬 048-259-0081

3.特別養護老人ホームみちあいの概要

(1) 運営の方針

当施設は、施設のサービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことにより、ご利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようになることを目指します。

(2) 提供できるサービスの種類

施設名称	地域密着型特別養護老人ホーム みちあい
所在地	埼玉県川口市大字道合 874 番 4
介護保険法指定番号	介護老人福祉施設（指定第 1190200491 号）
その他	生活保護法適用施設

(3) 同施設の設備の概要

定員	29名	
居室	個室	29室 1室 10.952㎡以上
浴室	一般浴槽、介助浴槽があります。	
共同生活室 A	室	(1室 30.790㎡)
共同生活室 B	室	(1室 36.169㎡)
共同生活室 C	室	(1室 29.772㎡)
談話スペース	室	(1室 22.680㎡)
医務室	室	(1室 15.212㎡)

(4) 当施設の職員体制（ ）内契約別掲

種類	計	①時間帯による職員数	
		時間帯	介護職員等の数
管理者	1	朝食帯	1フロアー 2名
医師	(1)	日勤帯	1フロアー 2名
生活相談員	1(兼務)	夕食帯	1フロアー 2名
管理栄養士	1		

調理員	委託	夜勤帯	全フロアー	2名
機能訓練指導員	1(兼務)		宿直	1名
介護支援専門員	1	②配置医師等による診療日		
事務職員	1	曜日・時間	医師	
看護師	2(1)	毎週水曜日	朴英智	
介護員	16(2)			
宿直	(3)			
合計	20(11)			

医師 (1)名 看護師 2(1)名 介護福祉士 9名
 管理栄養士 1名 介護支援専門員 1名 訪問介護員1級 1名
 訪問介護員2級 2名 介護職員初任者研修 1名 実務者研修 2名

4.サービスの内容

項目	サービス内容						
施設サービス計画の立案	・包括的自立支援プログラムをアセスメントツールとして使用し、国の定めるサービス計画書を使用します。						
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況や嗜好、季節感等を配慮したバラエティに富んだ食事を提供いたします。 ・食事時間 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>朝食</td> <td>午前 8:00～午前 9:00</td> </tr> <tr> <td>昼食</td> <td>午後 0:00～午後 1:00</td> </tr> <tr> <td>夕食</td> <td>午後 6:00～午後 7:00</td> </tr> </table> 	朝食	午前 8:00～午前 9:00	昼食	午後 0:00～午後 1:00	夕食	午後 6:00～午後 7:00
朝食	午前 8:00～午前 9:00						
昼食	午後 0:00～午後 1:00						
夕食	午後 6:00～午後 7:00						

	・食事は、原則として共同スペースをご利用いただきます。
排泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて、週2回以上の入浴また清拭を行います。 ・身体の状況に応じた入浴機器を用いての入浴が可能です。
生活介助	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・清潔な寝具を提供します。 ・シーツ交換は、週1回行います。ただし、必要な場合はその都度交換いたします。 ・枕カバー、包布交換は、週1回行います。ただし、必要な場合はその都度交換いたします。 ・ふとん乾燥消毒は、適宜実施します。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・胸部レントゲン年1回・血液検査6ヶ月に1回 ・血圧、検温などの健康チェック(1週間に1回) ただし、必要があればその都度実施します。 ・委託医師により、1ヶ月に2回以上診察日を設けて健康管理に努めます。 ・医療の必要性の判断は、嘱託医師または協力医療機関等の医師が行います。

	<ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要と判断された場合は、速やかに医療機関に通院もしくは入院していただきます。 ・通院や入院、緊急受診等をされた場合、主治医より治療上の判断を求められることがありますので、利用者およびご家族には責任を持って対処していただきます。その際、可能な範囲でご相談に応じさせていただきます。
機能訓練・生活リハビリ	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 ・レクリエーション及び家事等の軽作業などの生活リハビリを取り入れ、精神的機能の低下を防止するよう努めます。
生活相談	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者およびご家族からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 <p>(相談窓口) 生活相談室</p>
生きがい活動	<ul style="list-style-type: none"> ・施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーションを企画します。 <p>① 個別活動 ⑤外出レク（泊・日帰り）</p> <p>② 小グループ活動（ユニット単位）</p> <p>③ フロアー活動（ユニット合同）</p> <p>④ 施設行事（納涼祭・敬老会他）</p>
所持品保管	<ul style="list-style-type: none"> ・若干の身の回り品については、居室に備え付けの保管庫等にてお預かりします。

行政手続き代行	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関への手続きが必要な場合は、利用者やご家族の状況によっては代行して行います。（介護保険に関する手続き）
金銭等の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの手による金銭などの管理が困難な場合は、お預かり管理いたします。 ・現金、印鑑など ・預り金に関する帳票類は翌月にご送付します。

5.入居の手続き

(1) 必要な書類など

- ① 介護保険被保険者証
- ② 医療保険被保険者証（健康保険、国民健康保険）
- ③ 老人医療証
- ④ 健康診断書

(2) その他お持ちいただくもの

- ① 印鑑2本
- ② 衣類
- ③ 使い慣れた思い出の品等については、収納スペースに限りがございますので、個別にご相談ください。

6.施設サービスが提供できない場合がございます

(1) 入院して医療・治療が必要と判断された場合

※入院が長引くことを主治医等が判断した場合は、契約を継続したまま一旦退居していただくことがありますのでご了承ください。

(2) 施設として適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供することが困難な場合

7.退居の手続

(1) 利用者のご都合で退居される場合

いつでも申し出により退居できます。ただし、退居先及び身元引受人の確認をさせていただきます。

(2) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

① 利用者が他の介護保険施設に入居した場合

(例えば、老人保健施設、療養型病床施設)

② 介護保険給付で、サービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、「非該当」又は「要支援」と認定された場合

※この場合、所定の期間の経過をもって退居していただくこととなります。

③ 利用者がお亡くなりになった場合

④ やむを得ない事情により施設を閉鎖する場合

(3) 金品の引渡しについて

(1) (2) 等の事由で退居される場合は、所持・預かり金品のすべてを原則として利用者あるいは契約上の代理人にご返却いたします。

8.施設利用に当たっての留意事項

事 項	内 容
面 会	・面会時間 午前8:30～午後5:30 上記時間以外についてはご相談ください。
外出・外泊	・必ず行き先と帰所時間、食事の有無など必要なことを所定の用紙で職員にお届けください。
飲 酒	・夕食時間に呑むことは可能です。(医師の判断により)
喫 煙	・決められた場所をお願いします。(医師の判断により)
所持品の持ち込み	・衣類箱3個程度の衣類と、タンスに収納できる程度の身の回り品とさせていただきます。こたつ、電気毛布、アンカ、ストーブ等は禁止
施設外での受診	・囑託医師、協力病院の医師の指導ではなく、ご自身のご希望で他の医療機関を受診する場合は、ご家族をお願いします。

	また、診察結果、処方薬など職員にお知らせください。
宗教・政治活動	・施設内で、他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
ペット	・食事前後 30 分以外でしたら施設内に入る事は出来ます。(小型犬・猫に限ります。) 中・大型犬はご相談ください。
食べ物の持ち込み	・持ち込みは可能ですが、健康上の理由により、職員にお尋ねください。

9.要介護認定の申請に係る援助

- (1) 利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行われるよう援助します。
- (2) 利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を代わって行います。

10. サービス提供の記録の保存

施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをご契約終了後 5 年間保管いたします。

11.退居時の援助

契約終了により利用者が退居する際には、利用者およびその家族の希望、利用者が退居後に生活されることとなる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行います。

12.秘密保持の厳守

- (1) 施設およびすべての職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様といたします。

- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、利用者の個人情報を提供いたしません。

13.

氏名	
住所	
電話番号 緊	
続柄 急	
携帯等 時	

の対応方法

利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかにご連絡いたします。

【第 1 緊急連絡先】

電 話：048-284-6100

F A X：048-284-6108

併設施設等（種別） （デイサービスセンター・通所介護事業所）

【第2 緊急連絡先】

氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	
携帯等	

16.協力医療機関

施設は利用者に入院治療が必要になったときの備えとして、近隣の病院・医院に承諾を得て、協力医療機関を定めています。また、協力歯科医療機関についても定めています。

協力医療機関名	診療科目	依頼施設
川越 三井病院	内科・外科・整形外科 他	地域密着型特別養護老人ホーム みちあい
安東病院	内科・消化器・循環器・外科他	
東和病院	整形外科・外科・内科 他	
齋藤記念病院	胃腸科・泌尿器科・内科 他	
益子病院	腎臓内科・循環器科・透析 他	
東川口病院	脳神経外科・消化器外科・内科 他	
パーククリニック	一般内科・外科	
大宮デンタルクリニック	歯 科	

14.非常災害対策

- | | |
|------------|----------------|
| (1) 防災時の対応 | 消防計画により対応します。 |
| (2) 防災設備 | 必要な設備を備えております。 |
| (3) 防災訓練 | 年2回消防訓練を実施します。 |
| (4) 防火管理者 | 新井賢敏 |

15.当法人・施設の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 アズパーク
代表者役職・氏名	理事長 齋木 澄子
施設名称	特別養護老人ホーム みちあい
所在地	〒333-0835 埼玉県川口市道合 874 番 4

17.提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無・・・実施無し

介護老人福祉施設入居に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

<事業者>

所在地 〒333-0835 埼玉県川口市道合 874 番 4

名 所 社会福祉法人アズパーク

地域密着型特別養護老人ホーム みちあい

説明者 氏名 _____ ㊟

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

<利用者>

住 所： _____

氏 名： _____ ㊟

<代理人>

住 所： _____

氏 名： _____ ㊟